新型コロナウイルス感染症拡大を予防するための

屋外広告物許可申請等の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、当面の間、熊本市屋外広告物条例に基づく許可申請及び許可書等の受取については、原則、「郵送」による申請及び受取をお願いいたします。

また、特例屋外広告業登録の届出についても、原則、「郵送」による届出をお願いいたします。

※郵送による申請等ができない場合は、直接窓口での対応も可能です。開庁時間内に来庁いただきますようお願いいたします。

（郵送時の留意事項）

郵送にかかる送料等については、申請者負担になります。

また、手数料を熊本市証紙ではなく、納付書により納付される場合は、「熊本市ホームページ ＞ 電子行政サービス ＞ よろず申請本舗(電子申請) 」により電子申請後、申請書等を郵送してください。申請書等を確認後、納付書を送付いたしますので、金融機関にてお支払いをお願いいたします。納付確認後、許可書の発送をいたします。

なお、納付書及び許可書等の郵送対応につきましては、返信用封筒をご用意ください。（例えば、納付書により納付し、許可書を郵送にて受け取る場合は、返信用封筒は２通必要になります。）

※返信用封筒には、必ず宛名を記入し、切手の貼付をお願いします。

＜お問い合わせ先＞
熊本市都市整備景観課 屋外広告物班
〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号
電話番号 096-328-2508
FAX 096-351-2182
※窓口対応の場合
８時 30 分から 17 時 15 分まで